（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第八十五条の十四の三　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

第八十五条の十五第三号ニ⑴中「第八十五条の二十七」を「第八十五条の二十七の二」に改める。

第八十五条の二十二第一項第一号中「及び第十七号」を「、第十七号及び第十八号」に改め、同項第三号中「第八十五条の二十七第三号ハ」を「第八十五条の二十七の二第三号ハ」に改める。

第八十五条の二十四第一項第十七号中「同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、」を削り、「同項」を「同法第七十九条の十第一項」に改め、「限る。以下」の下に「この号及び第百四十七条の十一第一項第十七号において」を加え、同項中第十八号を十九号とし、十七号の次に次の一号を加える。

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定紛争解決機関が存在する場合　農林中央金庫が法第五十七条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約（以下このイ及び第百十二条第一項第四号ハ⑴において同じ。）の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　農林中央金庫の法第五十七条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第八十五条の二十七中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同項第三号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同条を第八十五条の二十七の二とし、第八十五条の二十六の次に次の一条を加える。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第八十五条の二十七　準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項とは、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の規定による登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条及び第百四十七条の十六において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

第百十二条第四号に次のように加える。

ハ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

⑴　指定紛争解決機関が存在する場合　農林中央金庫が法第五十七条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

⑵　指定紛争解決機関が存在しない場合　農林中央金庫の法第五十七条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第百三十五条中「リスク」の下に「並びに農林中央金庫が講ずる法第五十七条の二第一項に定める措置の内容」を加える。

第百四十七条第三項第三号及び第百四十七条の二第三号ニ⑴中「第百四十七条の十六」を「第百四十七条の十六の二」に改める。

第百四十七条の九第一項第二号中「第百四十七条の十六第二号」を「第百四十七条の十六の二第二号」に改める。

第百四十七条の十一第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定紛争解決機関が存在する場合　農林中央金庫が法第五十七条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　農林中央金庫の法第五十七条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第百四十七条の十六中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同条を第百四十七条の十六の二とし、第百四十七条の十五の次に次の一条を加える。

（特定預金等契約の締結の代理等の業務に関する信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第百四十七条の十六　準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

第百四十七条の十六の二の次に次の十三条を加える。

（農林中央金庫に対する意見聴取等）

第百四十七条の十七　法第九十五条の六第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、農林中央金庫に対し、業務規程（同条第一項第七号に規定する業務規程をいう。以下この項及び第百四十七条の二十八第二項において同じ。）の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、農林中央金庫の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、農林中央金庫に対し、説明会の開催日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第百四十七条の十九第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ　当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ　説明会の開催年月日時及び場所

ハ　農林中央金庫は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三　前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。